

まちづくり  
ルール

# 竹元、中町

地区

takemoto. nakamati

ゆとりとうるおいのある  
まちづくりをめざして



## 私たちが守る

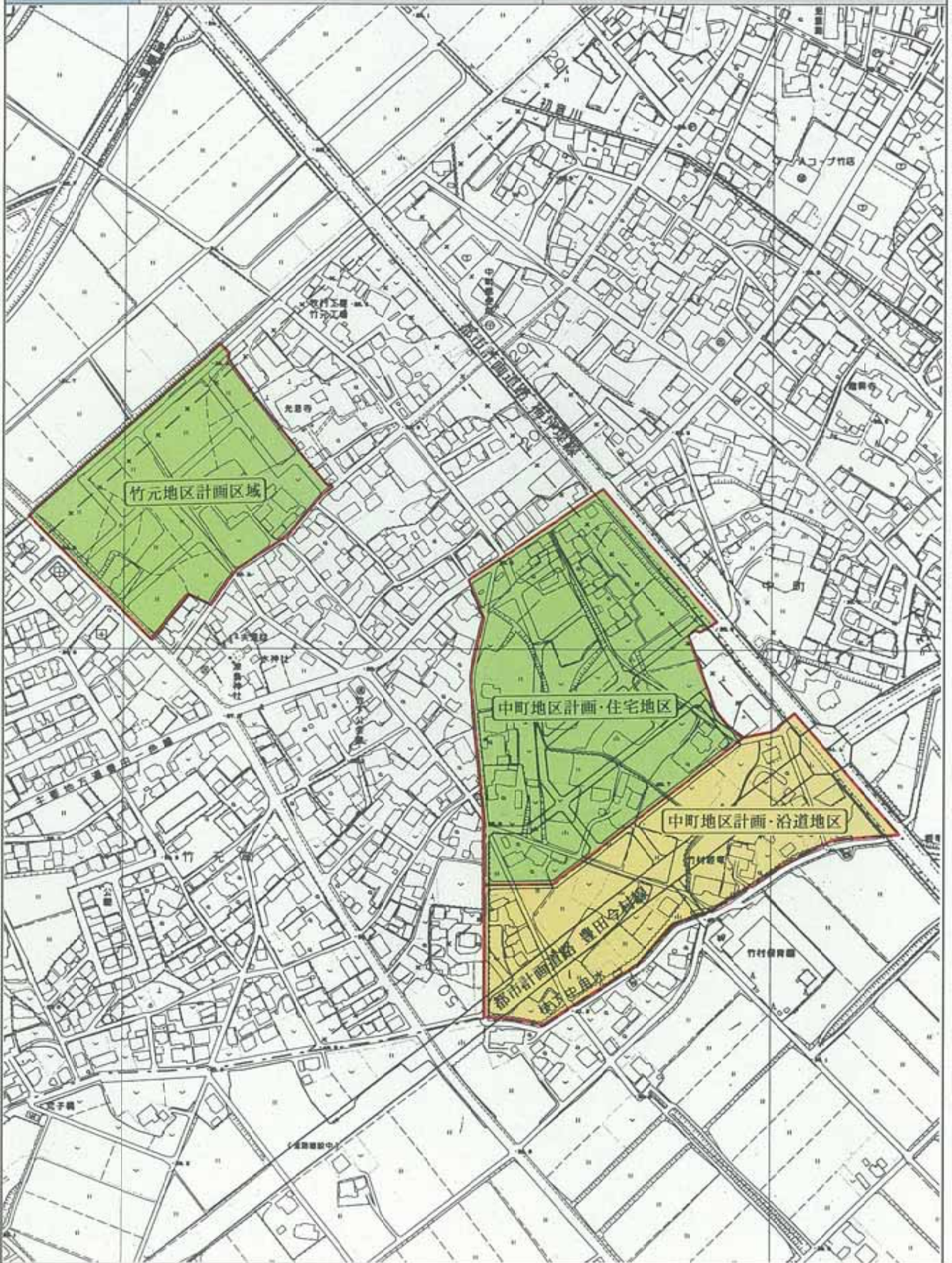
# 「竹元地区、中町地区のまちづくりのルール」です。

私たちが住む竹元地区、中町地区は、土地区画整理事業により道路、公園等が整備され、良好な住宅地として期待されています。私たちが建物を建築する際に、簡単な「ルール」を守ることが、この地区をより一層魅力的にすることになります。

そこで魅力あるまちづくりを実現するために地区計画を定め、「ゆとりとうるおいのあるまちづくり」をめざします。

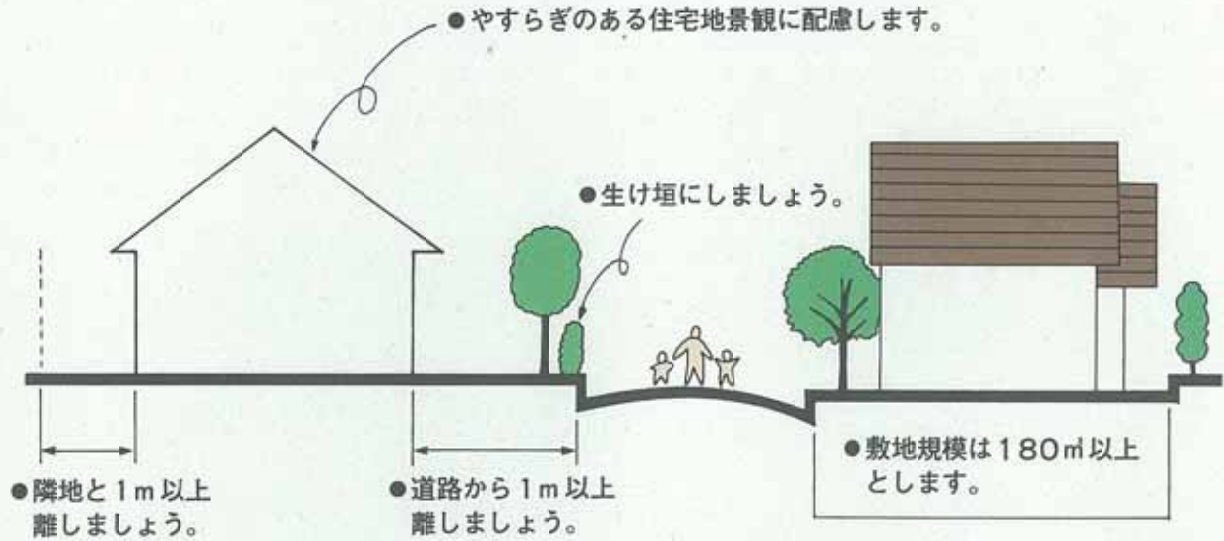


名称	竹元地区計画	中町地区計画
位置	豊田市竹元町前田下及び南嶋の各一部	豊田市中町中郷、蔵前並びに竹元町上の山下及び和光の各一部
面積	約2.6 ha	約7.1 ha



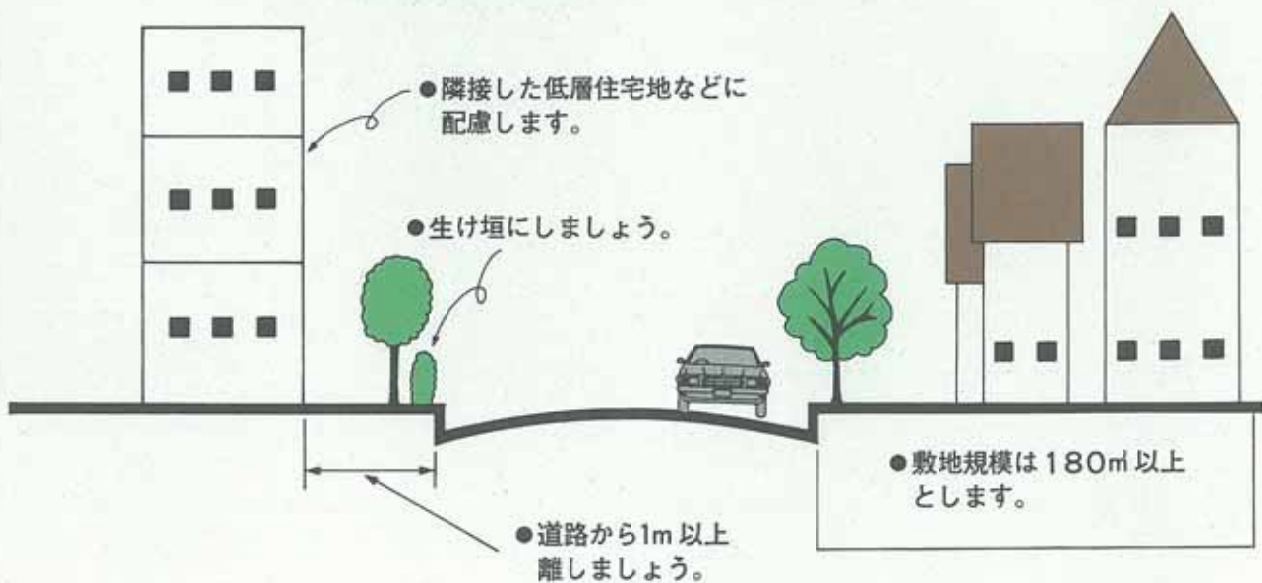
## 〈竹元地区計画、中町地区計画・住宅地区〉

最低敷地規模、壁面後退、形態・意匠、かき・さくが決まっています。



## 〈中町地区計画・沿道地区〉

最低敷地規模、壁面後退、形態・意匠、かき・さくが決まっています。

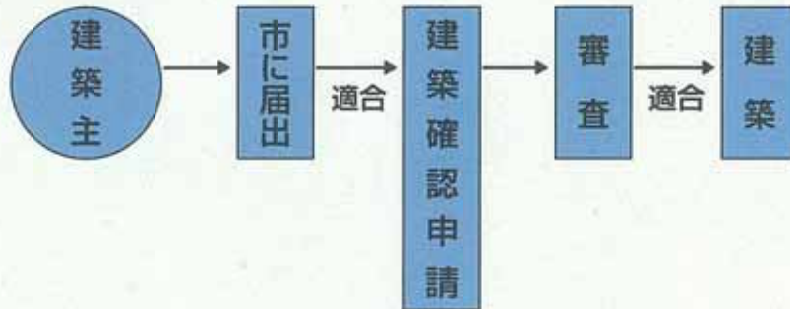


# まちづくりルール

地 区	名 称	竹元地区計画区域	中町地区計画区域 住 宅 地 区	中町地区計画区域 沿道地区	
		面 積	約2.6 ha	約4.0 ha	約3.1 ha
都 市 計 画	用 途	第1種低層住居専用地域 第1種住居地域		第1種住居地域	
	建ぺい率	60%		60%	
	容 積 率	100% (第1種低層住居専用地域)	200% (第1種住居地域)	200%	
	高 さ	第1種低層住居専用地域の区域については10m		—	
地 区 計 画	建築物の敷地面積 の 最 低 制 限	180㎡			
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離(以下「敷地境界線からの後退距離」という。)は、1m以上でなければならない。ただし、次のいずれかに該当するものはこの限りでない。</p> <p>1 物置、車庫で、軒の高さが2.5m以下で、かつ、敷地境界線からの後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が12㎡以内のもの</p> <p>2 建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離(以下「道路境界線からの後退距離」という。)は、1m以上でなければならない。ただし、次のいずれかに該当するものはこの限りでない。</p> <p>1 物置、車庫で、軒の高さが2.5m以下で、かつ、道路境界線からの後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が12㎡以内のもの</p> <p>2 建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの</p>		
	建 築 物 の 形 態 又 は 意 匠 の 制 限	建築物等の色彩及び形態は、低層住宅地に調和したものとし、やすらぎのある住宅地景観が形成されるよう配慮する。		建築物等の色彩及び形態は、隣接した低層住宅地及び幹線道路沿いの軸線景観に配慮する。	
	垣 又 は さ く の 構 造 の 制 限	<p>敷地境界線から1m未満の距離に存する垣又はさくは、生垣としなければならない。ただし、次のいずれかに該当するものはこの限りでない。</p> <p>1 高さ(敷地地盤面からの高さをいう。以下同じ。)2m以下のフェンスその他透視性のある鉄さく等(基礎を有する場合にあっては、基礎の高さが0.6m以下のものに限る。)</p> <p>2 門扉にあっては、当該部分の見附面積の合計が5㎡以下のもの</p> <p>3 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第17条第13号の規定に基づき設けるもの</p>			

届出勧告制度  
について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、30日前までに、これらの計画について市に届出が必要となります。



まちづくりルールについての問い合わせは  
豊田竹元・中町土地区画整理組合 34-6769  
豊田市役所 都市計画課、建築相談課 31-1212まで